

## 選定審査方法について

堺市立みはら歴史博物館の指定管理者候補者の選定方法は、すべての応募団体を対象として、指定管理者事業計画書（企画提案書）について評価項目に関する書類審査及び面接審査を行い、得点の最上位の者を指定管理者候補者として選定する。

また、得点が次順位の団体を次点の候補者とし、選定後から基本協定の締結までの間に指定管理者の候補者が辞退した場合のほか、失格となった場合や指定が取り消された場合等は、次点の候補者を指定管理者の候補者とする。

### 1 選定方法について

- (1) 応募書類による書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。
- (2) 点数は、「100点満点／人×出席委員数＝満点」とする。  
(例：出席委員が4人の場合、満点が400点となる。)
- (3) 出席委員全員の点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%以上に達した団体がない場合は、指定管理者候補者として適格者なしとする。
- (4) 最上位の団体が同点で複数ある場合は、各委員の採点において、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その合計が最上位の団体を候補者と決定する。  
それでもなお、最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、次の表中の優先順位の順に、各採点委員の合計点を比較し、最上位の団体を候補者と決定する。

優先順位	条例に定める指定の要件
第1位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第2位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第3位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第4位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第5位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
第6位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第7位	(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める要件

(5) これらの選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。

## 2 採点を行う上での趣旨について

採点者は、自らが当該施設の利用者であるという観点から、審査表の全ての項目について採点を行う。

## 3 採点を行う上での目安について

採点は、次の表を基本として行うものとする。

配点基準	4点満点	5点満点	7点満点	10点満点	15点満点
特に優れている (高度な能力を有している)	4点	5点	7点	9～10点	13～15点
優れている (十分な能力を有している)	3点	4点	5～6点	7～8点	10～12点
普通 (一応の能力を有している)	2点	3点	4点	5～6点	7～9点
多少不十分 (多少能力が乏しい)	1点	2点	3点	3～4点	4～6点
不十分 (能力が乏しい)		1点	1～2点	1～2点	1～3点
劣っている (能力がない)	0点	0点	0点	0点	0点

## 4 点数の付与について

(1) 指定管理料の削減率と配点については、次の表を基本とする。

該当要件		配点
視点	削減率	
市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額(平均額・小数第1位四捨五入)を比較し、削減率(小数第2位四捨五入)に応じて付与	2%以上4%未満	1点
	4%以上6%未満	2点
	6%以上8%未満	3点
	8%以上	4点

(2) 教育委員会が定める要件と配点については、次ページの表の要件に該当する場合は、3点の配点を上限として、項目ごとに1点ずつ付与する。

なお、グループ応募の場合は、4及び6の項目を除き、すべての者が満たしていることとする。

要件	
1	次のいずれかに該当する場合 ◆障害者の雇用状況報告義務があり、令和6年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合 ◆障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（*）を1人以上雇用している場合 ◆堺市障害者雇用貢献企業である場合 （*）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者
2	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定を受けている場合
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（※グループ応募の場合は1者以上が満たしていること。）
5	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項に規定する高齢者雇用確保措置のうち、65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合
6	市内に本社・本店を有している場合 （※グループ応募の場合は1者以上が満たしていること。）
7	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KES（ステップ2以上）の登録又はエコステージ（ステージ2以上）の認証のいずれかを受けている場合

（3）現指定管理者から応募（グループ応募を含む。）があった場合は、現指定期間の開始日から応募書類の提出日までの間の管理業務で発生した現指定管理者による不祥事案（\*）1件につき3点を減点する。

（\*）当該施設の管理業務で発生した市民等の信頼を損なう事案、利用者の生命、身体及び財産に被害を及ぼす事案等のうち、現指定管理者の従事者による信用失墜行為を受けて減給（報酬減額を含む。）以上の懲戒処分が行われたもの（令和4年9月1日以降に発生したものに限る。）

## 5 審査から採点までの流れ

（1）書類審査（20分程度）

委員同士で意見交換を実施する。

（2）面接審査

① プレゼンテーション（15分）

団体は、自らの団体の紹介、過去の実績や事業計画について、応募書類に基づき説明を行う。プロジェクター等の使用は可とする。時間厳守とし、終了1分前に時間表示を行い、15分に達した時点でプレゼンテーションの状況にかかわらず終了とする。

- ② 質疑応答（２０分程度）  
各応募書類やプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行う。  
２０分経過時点で時間表示を行い、質疑応答の状況に応じて進行する。
- ③ 意見交換（１０分程度）  
委員同士で意見交換を実施する。

（３）採点

書類審査及び面接審査を踏まえ、総合評価により採点する。

**6 応募団体の面接出席者について**

- （１） 応募団体の代表者又は責任ある役職者に出席依頼の通知を行う。
- （２） 代表者の出席は必須ではないが、提案内容を的確に説明できる者の出席を求める。
- （３） 応募団体の面接出席者は５名以内とする。
- （４） 応募団体から事前に出席者についての報告を求める。  
※ 報告内容：団体名、氏名、役職、所属、連絡先
- （５） 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。